業務概要

令和7年度版(令和6年度実績)

島根県中央児童相談所隠岐相談室)島根県中央児童相談所隠岐相談室)島根県出雲児童相談所 島根県出雲児童相談所 島根県浜田児童相談所 島根県益田児童相談所

はじめに

児童相談所業務につきましては、日頃から、各関係機関・団体を始めとする多くのみなさまに格別 のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、年々、増加の一途をたどり、その相談内容も深刻な事例が数多くみられ、厳しい状況が続いています。令和元年には、児童虐待防止対策の抜本的強化を図るため、児童福祉法の一部改正が行われ、親権者による体罰の禁止、児童相談所の体制強化、関係機関との連携強化等が規定され、所要の措置が講じられてきました。

そうした中、島根県の児童相談所でも、あらゆる児童相談に対し、体制整備を行い、関係機関等と連携しながら懸命に対応してきましたが、こどもの権利擁護や安全の確保、切れ目のない支援体制について、更なる取り組みの強化が必要となっています。また、令和2年からは、新型コロナウィルスの感染防止に万全を期して児童相談所の業務を行ってきました。

一昨年4月、国では「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁が発足し、こども基本 法が施行されました。

令和4年の児童福祉法の改正の中で、本年6月1日より施行された「一時保護開始時の判断に関する司法審査」制度の導入については、親権者の同意のない一時保護については保護開始から7日以内に家庭裁判所に一時保護状の請求が必要となりました。これは一時保護の適正性の確保や手続きの透明性の確保のために行われるものです。これらの対応への事務や手続きには大きな負担がかかりますが、適切に対応してまいります。

また、改正法に示された、市町村における子ども家庭総合支援拠点と子育て包括支援センターを見直し、すべての妊産婦、子育て世代、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」について体制整備を全県的に促進するとともに、市町村が相談・通告及びサポートプランの作成等に適切に対応できるよう、連携を進めてまいりたいと考えております。

この業務概要は、令和6年度の島根県における児童相談所の相談・援助業務の実績をまとめたものです。皆様の日々の業務にご活用いただければ幸いです。

今後とも、本県の児童福祉推進のため、各関係機関・団体の皆様方には、特段のご理解、ご協力を お願い申し上げます。

令和7年9月

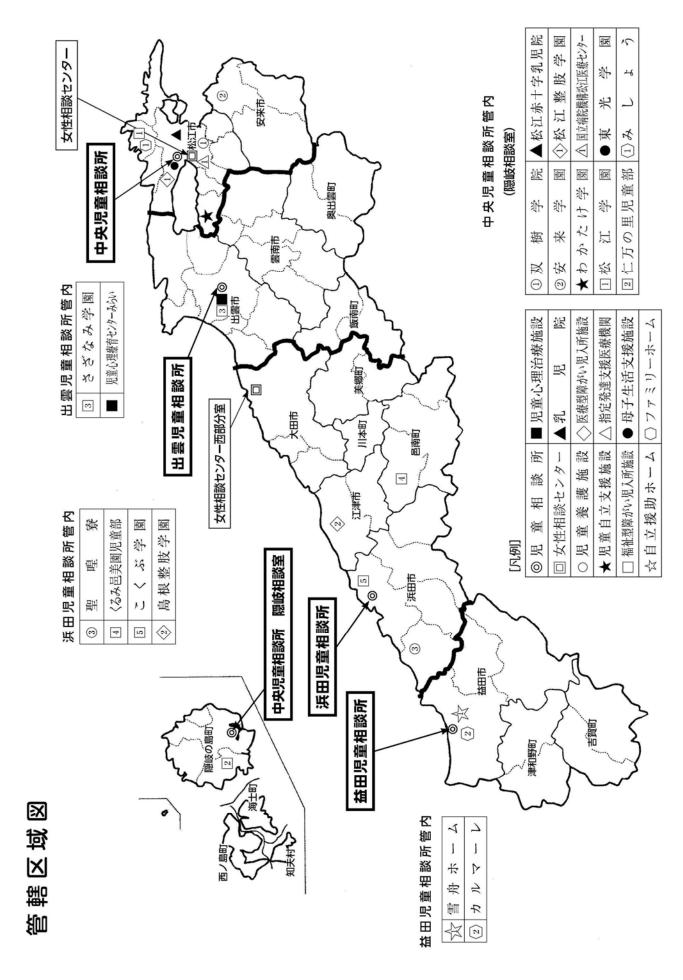
島根県中央児童相談所 嶋 田 隆 島根県中央児童相談所隠岐相談室 曽 田 貴 子 島根県出雲児童相談所 竹 崎 尋 島根県浜田児童相談所 山 根 謙 介 島根県益田児童相談所 岩 本 正 義

目 次

はじめに		
管轄区域	図	1
組織およ	び管内状況 ······	2
【児童相談	炎の部】	
I業	務説明	
1	相談業務の概要	6
2	児童相談所のはたらきと関係機関	8
3	各種事業の概要	12
Ⅱ 令	和6年度相談状況	
1	相談受付	17
2	相談種別	17
3	経路別受付状況	18
4	相談種類別対応状況	19
5	相談種別ごとの状況	
(1)	養護相談	20
	養護相談の理由別対応状況	20
(2)	障がい相談·····	21
(3)	非行相談	22
(4)	育成相談	23
Ⅲ統	計資料	
市町	村別人口•児童数•相談別受付状況	24
1	経路別児童受付状況	26
2	相談種類別児童受付状況	27
3	年齡別受付状況	28
4	相談種類別対応状況	29
5	児童相談所における判定及び心理治療・カウンセリングの状況	30
6	児童福祉施設一覧及び入所状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
7	相談種類別一時保護状況	32
8	一時保護の推移	34
9	里親登録数及び委託里親数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
10	里親委託児童の状況	35

Ⅳ 令和6年度児童虐待相談補助統計

ı	【虐待相談の状況】	36
ı	【被虐待児の状況】	37
1	【虐待者の状況】	37
1	【家族形態】	38
ı	【家庭環境】	39
ı	【統計項目】	40
【女性	生相談の部】	
Ι	業務の概要	46
${\mathbb I}$	女性支援の流れ	48



組織および管内状況

児童相談所名	中央児童相談所		出雲児童相談所			
70=100///10	〒690-0823 松江市西川津町309	0 0 - 1	,	田芸儿主160次///		
	TEL 代表 (0852) 2		6.8			
	FAX (0852) 21-316	3	0 0	= (02 0051 川南末川川町 7 0		
所在地		〒693-0051 出雲市小山町70 TEL 代 表(0853)21-0007				
電話	(隠岐相談室)					
FAX	〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町			女性相談専用(0853)		8/89
	TEL 代 表(0851	2) 2-	9706	FAX (0853) 21-004	7	
	女性相談専用(0851	2) 2-	9810			
	FAX (08512) 2-971	8				
設置年月日	昭和23年8月1日			昭和35年12月1	Ā	
522 1730	-3101-73 - C		内会計年度	-5/5-4 / -2/5 /		内会計年度
		職員数	任用職員数		職員数	任用職員数
	職員合計	59		職員合計	44	21
	所長	1	<u> </u>	所長	1	
	副所長	1		副所長	1	
	調整監	1		B1/12	+ '-	
	総務企画・女性連携スタッフ 計	4	1	総務・女性相談スタッフ 計	5	2
	庶務会計	2		庶務会計	2	
	<u> </u>	1		原務云司 里親・女性相談担当	1	
 組織及び職員数		1	1	<u>生税・女性相談担当</u> 女性相談員	2	2
	相談未務又援 相談支援課 計	15	4		13	2
			4			
	課長	2		課長	2	1
	係長	3		係長	2	
	保健師	1		保健師	0	
	児童福祉司等	9	4	児童福祉司等	9	2
	判定保護課計	34	28	判定保護課計	24	17
	課長	1		課長	1	
	係長	2		係長	2	
	児童心理司等	4	1	児童心理司等	4	1
	児童指導員	4	4	児童指導員	4	3
	調理員	2	2	調理員	3	3
	夜間等児童指導員(児童支援員含む)	19	19	夜間等児童指導員	8	8
	保健師	1	1	学習支援員	2	2
	学習支援員	1	1			
	隠岐相談室計	3	1	1		
	室長	1				
	児童福祉司	1				
	女性相談・児童家庭相談員	1	1	1		
	非常勤嘱託医師計	3	3	非常勤嘱託医師計	2	2
	精神科医	1	1	精神科医	1	1
	整形外科医	1	1	小児科医	1	1
	小児科医	1	1	770176	+-'-	1
	770146	'			+	
	児童虐待相談等嘱託員 計	3	3	 児童虐待相談等嘱託員 計	1	1
	精神科医	1	1		+ '-	'
	産婦人科医	1	1		+	1
	连州人村区 弁護士	1	1	 弁護士	1	1
		<u>'</u>	'	`		'
7/5+d> (== _A	2市3町1村			2市2町		
管轄区域	松江市・安来市			出雲市・雲南市		
	隠岐郡			仁多郡・飯石郡		
面積 (km)			1,339.82			1,788.39
人口			249,809			218,950
児童人口			36,670			33,839
保育所			98			79
認定こども園			24			10
幼稚園			28			32
小学校			60			62
中学校			29			26
義務教育学校			3			
特別支援学校			6			1
福祉事務所			6			
			3			2
保健所						
警察署			4			
主任児童委員数			78			86
児童委員数			632			577

- (注) 1. 人口及び児童人口は令和6年10月1日現在(島根県推計人口) 2. 組織及び職員数:令和6年4月1日現在 3. 保育所は保育所型認定こども園含む、認定こども園は幼保連携型・幼稚園型・地域裁量型含む

浜田児童相談所			益田児童相談所			
〒697-0005 浜田市上府町イ259 TEL 代 表(0855))] 28 — 3	3560	〒698-0041 益田市高津四丁目7-47 TEL 代 表(0856)22-0083			
女性相談専用(0855)			女性相談専用(0856)22-0083			
FAX (0855) 28-3565			FAX (0856) 22-0075			
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	¬		
昭和24年4月1日		内会計年度	昭和38年4月1日		内会計年度	
	職員数	任用職員数		職員数	任用職員数	
職員合計	35	17	職員合計	32	17	
所長 副所長	1		所長 副所長	1 1		
	<u> </u>					
総務・女性相談スタッフ 計	3	1	総務・女性相談スタッフ 計	3	1	
庶務会計	1		庶務会計・女性相談担当	1		
里親・女性相談担当 女性相談員	1	1	里親・庶務会計担当 女性相談支援員	1 1	1	
相談支援課計	9	1	相談支援課計	8	2	
課長	1		課長	1		
係長	2	1	係長	1	2	
児童福祉司等 保健師	6	1	児童福祉司等 保健師	5	2	
判定保護課計	21	15	判定保護課計	19	14	
課長	1		課長	1		
児童心理司等 児童指導員	<u>4</u> 5	3	児童心理司 児童指導員	3	2	
調理員	2	2	九里拍导員 調理員	2	2	
夜間等児童指導員	8	8	夜間等児童指導員	8	8	
学習支援員	1	1	学習支援員	1	1	
非常勤嘱託医師計	5	5	非常勤嘱託医師計	3	3	
精神科医	2	2	精神科医 小児科医	2	2	
整形外科医	1	1	13.50UE	<u> </u>	'	
小児科医	1	1				
児童虐待相談等嘱託員 計 精神科医	3	3 2	児童虐待相談等嘱託員 計 精神科医	3	3	
TRTYTTL			心療内科医	1	1	
弁護士	1	1	弁護士	1	1	
3市3町 浜田市・大田市・江湾 邑智郡	≢市		1 市 2 町 益田市 鹿足郡			
		2,202.86 118,566			1,376.72 54,071	
		15,142			7,193	
		68			42	
		6			3 5 24	
		48			<u>5</u>	
		24			14	
					0	
		0			0	
		4			1	
		4			1	
		4 6 2 4			1 3 1	
		4 6 2			1	

[※]職員合計数は非常勤嘱託医師・児童虐待相談等嘱託員を含みません。

児童相談の部

I 業務説明

1 相談業務の概要

(1) 児童相談所では、原則として18歳未満の子どもの次のような相談に応じています。

	種類	内容
養護相談	児 童 虐 待 相 談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行など (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要など (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における 配偶者、家族に対する暴力など (4) 保護の怠慢・拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児など
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等 児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保	健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、 その他の疾患(精神疾患を含む。)を有する児童に関する相談。
	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
nt.	視聴覚障がい相談	盲(弱視を含む。)、ろう(難聴を含む。)等視聴覚障がい児に関する相談。
障 が い	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達 遅滞を有する児童等に関する相談。
相談	重症心身障がい相談	重症心身障がい児(者)に関する相談。
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。
	発達障がい相談	自閉スペクトラム症、学習障がい、注意欠如・多動症等の児童に関する相談。
非行	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、または触法行為があったと思料されても警察署からの通告のない児童に関する相談。
超談	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった児童、犯罪少年に関して 家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。

	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、 内気、緘黙(かんもく)、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性 格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
育成	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある児童に関する相談。
制談	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
そ	の他の相談	上記のいずれにも該当しない相談。里親等の相談。

^{*}平成16年の児童福祉法改正により、市町村が、児童・妊産婦の福祉に関しての相談に応じ、調査及び指導などを行うこととされました。また、児童相談所の業務としては、市町村に対する必要な援助を行うこと、児童に関する相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること等が規定されました。

(2) 児童相談所での相談は次のように行います。

面 接 楽な気持ちで、なんでも遠慮しないで相談していただきます。

調 査| 子どもの成育歴や、家庭や学校、地域の環境、援助に関する意向などを調査します。

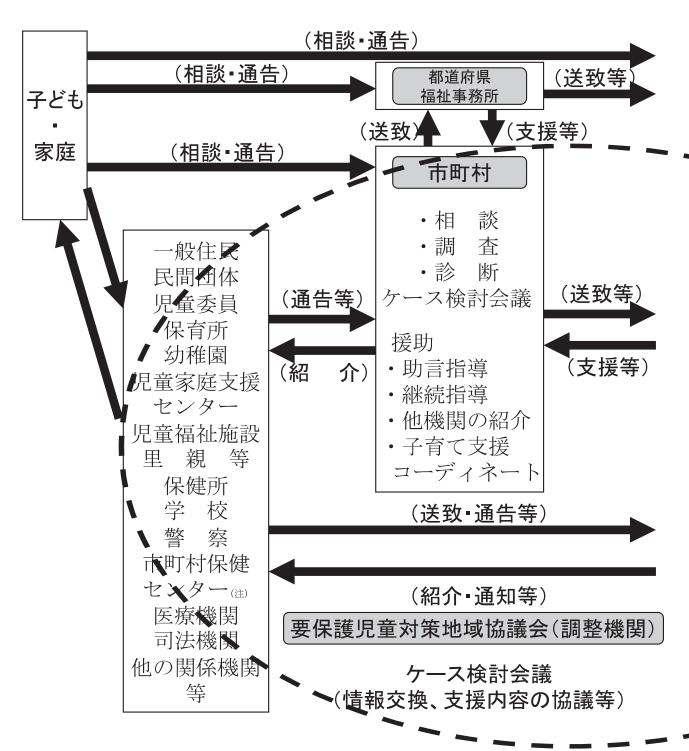
診断 小身の状況や家庭や学校などの適応状況、対人関係などについて、心理検査や必要に応じて専門医の診察、あるいは一時保護を行い子どもの生活行動や態度を観察するなどして、子どもの状況や家庭、地域状況等について客観的な診断を行います。

| 判定 | これら社会診断、医学診断、心理診断、行動診断とその他の診断をもとに総合的な診断(判定)を行います。

援助 このようにして導き出した判定をもとに、最も効果的な援助を行います。 様々な問題に対して、援助方針に基づき、助言や心理療法、カウンセリング等の指導を行ったり、 児童福祉司や児童委員による指導をしたり、さらに必要があれば里親あるいは施設において援助を行います。

2 児童相談所のはたらきと関係機関

(1) 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図



注:市町村保健センターについては、市町村の児童家庭相談の窓口として、一般住民等からの通告等を受け、相談得助業務を実施する場合も想定される。

児童相談所

- 相 談
- •調 査
- 診 断
- 判 定
- ·一時保護 受理会議 判定会議 援助方針会議

援助

- 助言指導
- 継続指導
- ・他機関の紹介
- •訓戒、誓約措置
- 児童福祉司等指導

(措置) (措置中 指導)▶

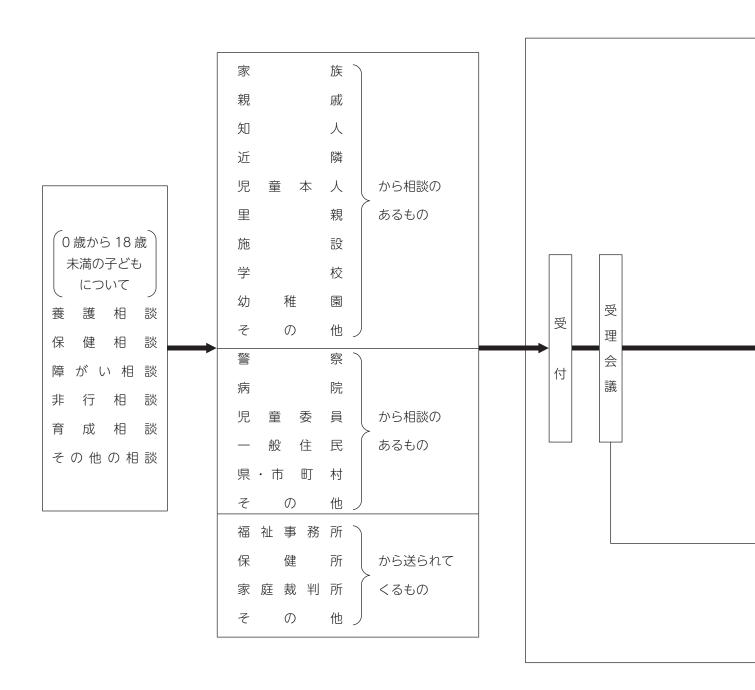
> (報告) (施設長 意見等)

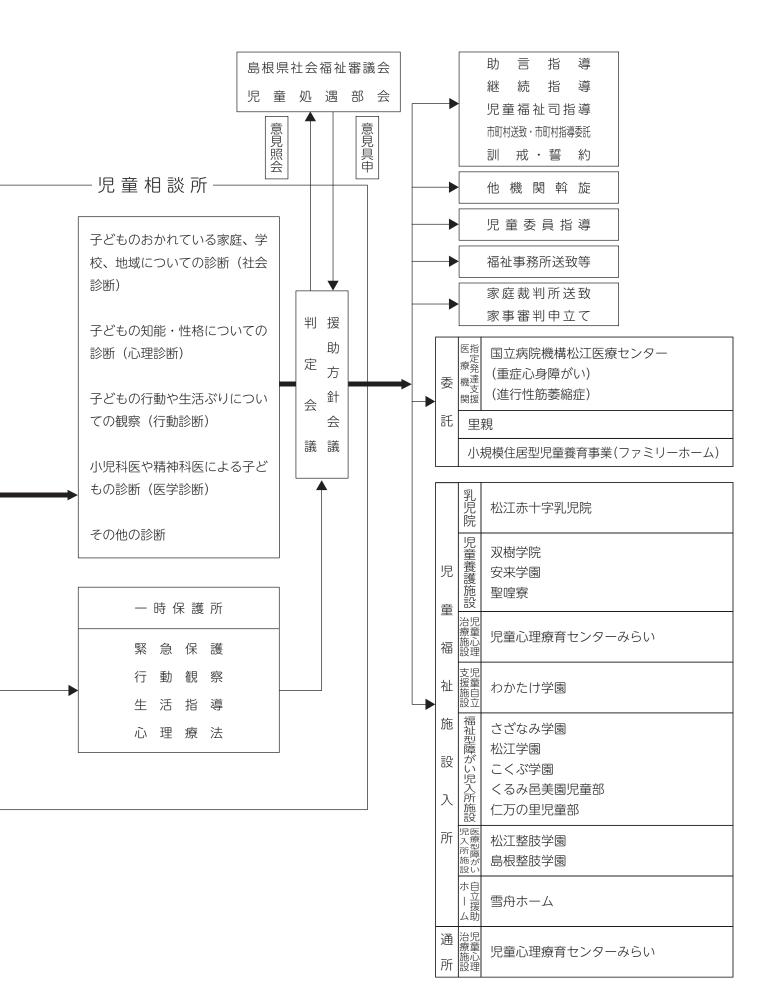
- 児童委員指導
- ・児童家庭支援センター指導
- 里親等委託
- 児童福祉施設入所
- 指定医療機関委託
- ・児童自立生活援助 の実施
- 福祉事務所送致
- ・その他の措置

・家庭裁判所への家事審判の申立て

• 家庭裁判所送致

(2) 児童相談所と関係機関とのフロー図





3 各種事業の概要

(1) 児童相談所虐待対応機能強化事業

虐待相談対応機能強化のため、弁護士相談、カウンセリング、医療的な相談に対応できるよう嘱託員を 配置しています。

〈令和6年度実施状況〉

中央:嘱託弁護士相談19回、嘱託医師相談 3回 出雲:嘱託弁護士相談24回、嘱託医師相談 2回 浜田:嘱託弁護士相談11回、嘱託医師相談 0回 益田:嘱託弁護士相談12回、嘱託医師相談 0回 ※嘱託医相談回数:医療的機能強化事業による実施回数

(2) 児童社会体験促進事業

引きこもり等の児童で社会とのつながりが希薄である等、社会性を身につけることが必要であると判断されるにもかかわらず、そのきっかけがつかめない児童等に対し、社会福祉施設、民間企業等において、社会経験の機会を提供することにより、その児童等の自主性や社会性の向上を図ることを目的として実施しています。

〈令和6年度実施状況〉

中央:実績なし 出雲:実績なし 浜田:実績なし 益田:実績なし

(3) 引きこもり等児童集団指導事業

引きこもり等の児童を対象に、宿泊による集団場面での処遇を通して情緒の安定と回復・成長を図ることを目的に実施しています。

○宿泊指導(集団キャンプ)

キャンプ地及び一時保護所を利用し、キャンプを行っています。

〈令和6年度活動数〉

中央:実績なし 出雲:実績なし 浜田:実績なし 益田:実績なし

(4) 家庭生活体験事業

保護者が育児不安等の理由により一時的に他の家庭での養育を希望する児童又は児童福祉施設入所児童が家庭生活を体験することにより、社会性の育成、情緒の安定及び退所後の自立を促進することを目的としています。また、併せて里親制度の啓発を図り、里親登録及び里親への委託の促進を図ることとしています。

〈令和6年度実施状況〉

 中央:対象児童 2名
 3回実施

 出雲:対象児童 1名
 2回実施

浜田:実績なし

益田:対象児童 2名 4回実施

(5) 研修(令和6年度児童相談所開催分)

○児童相談所等新任職員研修

児童相談所、わかたけ学園、女性相談センター等に勤務することになった新任職員に対し、職務に対する理解を深めるとともに、資質の向上を図る事を目的に、児童福祉の基本的業務に関する研修を実施しています。

(前期) 令和6年5月16日(木) オンライン(Zoom) 開催

5月17日(金) 集合研修 於:出雲合同庁舎

受講者: 33名

内容:

- ○児童相談所の仕組みと機能
- ○児童相談業務について
- ○心理業務について (心理診断・心理支援)
- ○調査業務について(社会診断・ケースワーク)
- ○一時保護業務について(行動診断・生活支援)
- ○里親制度について
- ○面接及びケース記録の基礎
- ○児童虐待相談の実態と虐待通告への対応
- ○虐待アセスメントについて *ワークショップ

(後期) 令和6年9月5日(木) オンライン(Zoom) 開催

9月6日(金) 集合研修 於:出雲合同庁舎

受講者:43名

内容:

- ○より良い支援をするためのポイント
- ○児童相談所のこれから
- ○女性相談 (DV) について
- ○心理検査について
- ○児童虐待ケースへの対応 *ワークショップ
- ○グループミーティング

○児童虐待対応職員専門性向上研修会

児童虐待対応を行う職員の専門性を高めることを目的とし、広く関係機関・施設職員の参加を呼びかけ 開催しています。

日 時:令和7年2月14日(金)13:05~16:45

開催方法:オンライン(Zoom) 出席者:74名

講師:野坂 祐子 氏(大阪大学大学院 人間科学研究科 教授) 研修テーマ:こころのケガ(トラウマ)を抱えるこどもの理解と手当

~トラウマインフォームドケアの観点から~

○児童相談所職員研究協議会

児童相談所業務の適正かつ円滑な執行や児童福祉の向上発展に寄与することを目的として、県内4児相に勤務する職員で「児童相談所職員研究協議会」を組織し、児童相談業務の連絡調整及び調査研究や研修報告会、部会の開催などを行っています。

・「所長会・幹事会」

日時:令和6年4月19日(金) 実施方法:対面会議

幹 事:中央児童相談所

・「総務・女性相談部会」

日時:令和7年1月16日(木) 実施方法:対面会議

幹 事:浜田児童相談所

・「相談部会」

日時:令和6年12月6日(金) 実施方法:対面会議

幹 事:出雲児童相談所

・「判定部会」

日時:令和6年10月16日(水) 実施方法:対面会議

幹 事: 益田児童相談所

・「一時保護部会」

日時:令和6年12月13日(金) 実施方法:対面会議

幹 事:中央児童相談所

(6) その他

○子どもと家庭電話相談事業

家庭及び地域における児童の養育機能の低下に伴い、児童問題が複雑かつ多様化していることから、子どものいる家庭等の悩み、問題等について、早期に適切な援助を行うための専用の電話相談室を設け、相談事業を行っています。(平成4年12月から全県で実施。平成7年度から相談日を増やし受付時間を延長。平成9年4月からフリーダイヤル化。平成15年6月から日曜日も相談実施、受付時間を2時間延長。)

相 談 日:毎 日(祝日・12/29~1/3は休み)

受付時間:午前10時から午後8時半まで

令和6年度受付件数 226件

相談別件数 (養護相談 0件) (保健相談 0件) (障がい相談 11件)

> (非行相談 0件) (育成相談 33件)

> (その他 182件)

乳児院における短期入所制度

乳幼児を養育する保護者が、出産、傷病、病気看護等緊急の事情又は出張等の勤務上の都合など特別の事情により、一時的に養育が困難となったときに乳幼児を短期間乳児院に入所させることによって、子どもの健全な育成を図っています。

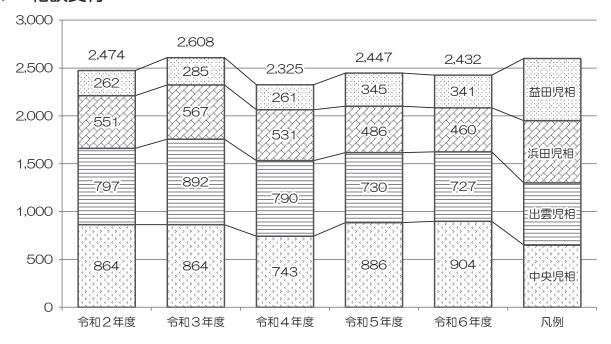
里親制度

里親制度とは、児童福祉法の規定に基づき、虐待や親の病気など様々な事情により家庭で生活することができない子どもを里親家庭に迎え入れ、実親に代わって養育する制度です。「養育里親」「専門里親」「養子縁組里親」「親族里親」があります。

平成28年の児童福祉法改正で、家庭養育優先の理念が規定され、実親による養育が困難な場合には、 里親による養育等を推進することが明確になりました。そして、この改正法の理念を具体化するため、 平成29年8月に、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が厚生労働省の検 討会において取りまとめられました。島根県においても、令和7年3月に「島根県社会的養育推進計画」 を策定し、里親委託の推進等に向けた様々な取組みを行うこととしています。

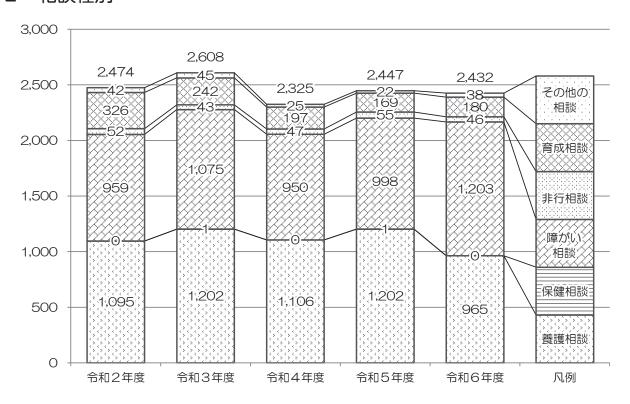
Ⅱ 令和6年度相談状況

1 相談受付



- ○令和6年度の相談件数は2,432件で、前年度より15件減少しているが、過去5年間の平均とほぼ同程度の 水準となっている。
- ○前年度に比べて中央児童相談所は18件増加しているが、その他の児童相談所はいずれも減少している。

2 相談種別

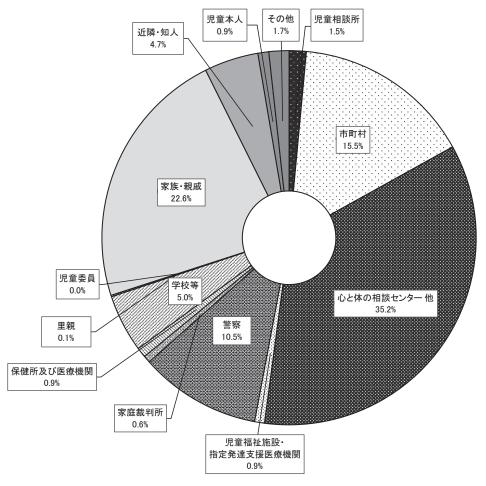


○相談種別で見ると「障がい相談」が1,203件(49.5%)で最も多く、次いで「養護相談」が965件(39.7%)、 「育成相談」が180件(7.4%)の順となっている。

3 経路別受付状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童相談所	51	40	40	62	36
市町村	405	377	351	434	376
心と体の相談センター 他	715	840	732	734	855
児童福祉施設・	51	1.1	47	39	21
指定発達支援医療機関	51	44	4/	39	۷۱
警察	202	248	290	296	255
家庭裁判所	11	14	2	6	15
保健所及び医療機関	36	76	35	26	21
学校等	322	226	176	184	121
里親	5	5	2	3	3
児童委員	2	0	0	1	0
家族・親戚	481	535	452	488	550
近隣・知人	149	134	121	123	114
児童本人	14	30	31	18	23
その他	30	39	46	31	42
計	2,474	2,608	2,325	2,445	2,432

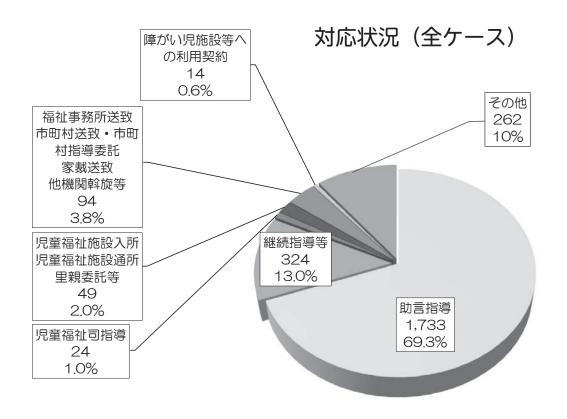
令和6年度経路別受付状況



- ○療育手帳の交付判定が大半を占める「心と体の相談センター他」を除けば、「家族・親戚」からの相談が 550件 (22.6%) で最多となっている。
- ○令和5年度との比較では、「心と体の相談センター他」(前年度比+121件)、「家族・親戚」(同+62件)等が増加した一方、「学校等」(同△63件)、「市町村」(同△58件)等が減少した。

4 相談種類別対応状況

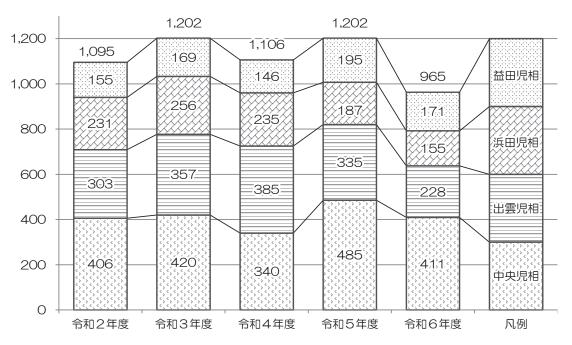
	養護相談	保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計
助言指導	501	0	1,072	9	130	21	1,733
継続指導	256	0	2	26	40	0	324
他機関斡旋・紹介	46	0	0	0	3	2	51
児童福祉司指導	23	0	0	1	0	0	24
児童委員指導	0	0	0	0	0	0	0
市町村指導委託	0	0	0	0	0	0	0
市町村送致	42	0	0	0	0	0	42
福祉事務所への送致・通知	0	0	0	0	0	0	0
訓戒・誓約	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設入所	27	0	0	3	4	0	34
児童福祉施設通所	0	0	0	0	0	0	0
指定発達支援医療機関委託	0	0	0	0	0	0	0
里親委託	15	0	0	0	0	0	15
家庭裁判所へ送致	0	0	0	1	0	0	1
障がい児施設等への利用契約	2	0	12	0	0	0	14
その他	114	0	124	4	3	17	262
計	1,026	0	1,210	44	180	40	2,500



- ※一部の相談に対しては、複数の対応を行う場合または未対応になる場合があり、受付件数の合計と対応件数の合計は一致しない。
- 「助言指導」が1,733件(69.3%)で最も多く、次いで「継続指導」が324件(13.0%)となっており、これらの対応種別でおよそ8割を占めている。
- ○前年度の対応と比較すると、「助言指導」(1,733件、前年度比+236件)等の増加が見られる一方、「継続指導」 (324件、同△114件)等については減少している。

5 相談種別ごとの状況

(1) 養護相談



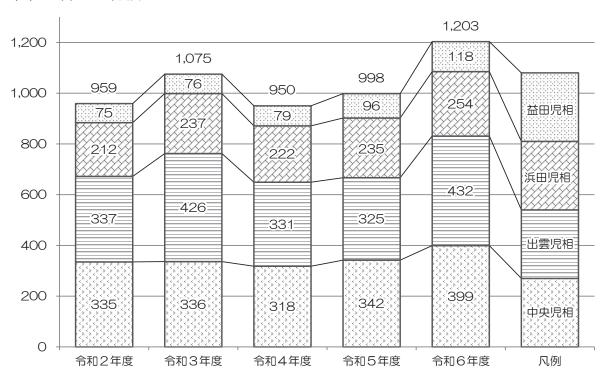
- ○養護相談の件数は965件で、令和5年度に比べて237件減少。この5年で最も少なくなっている。
- ○令和5年度に比べ、いずれの児童相談所も減少が見られる。

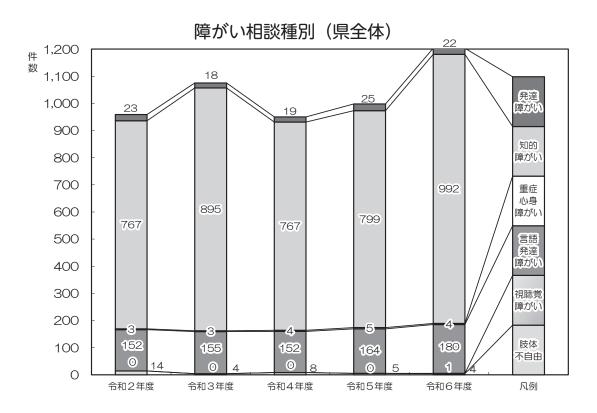
養護相談の理由別対応状況

				111	717	<u>_</u>	☆#	析	/与 、		家庭	環境	Z (7) (H)	/I\ ≣±	≡⊥
			家	出	死	亡	離	婚	傷病	3	虐待	その他	その他	小計	計
	ф	央		0		0		0	,	2	13	2	1	18	
児童福祉	出	雲		0		0		0	(С	6	1	0	7	27
施設入所	浜	\Box		0		0		0	(С	2	0	0	2	2/
	益			0		0		0	(С	0	0	0	0	
	ф	央		0		0		0	(С	2	0	1	3	
 里親委託	出	雲		0		0		0	(С	3	2	1	6	15
主税安託	浜	\Box		0		0		0	(С	3	3	0	6	15
	益	\Box		0		0		0	(С	0	0	0	0	
	ф	央		2		0		0	(С	74	245	9	330	
 面接指導	出	雲		0		0		0	(С	72	86	6	164	803
田汝伯等	浜	\Box		0		0		0	,	2	38	72	15	127	003
	益	\Box		0		0		0	(С	49	122	11	182	
	ф	央		0		0		0	(О	35	38	5	78	
その他	出	雲		2		0		0	(О	13	37	2	54	182
	浜	\Box		0		0		0	,	2	7	18	4	31	102
	益	\Box		0		0		0	(С	12	7	0	19	
-	+			4		0		0	(5	329	633	55	1,027	1,027
構成	t H	Ĺ		0.4		0.0		0.0	0.6	5	32.0	61.6	5.4		

[※]一部の相談に対しては、複数の対応を行う場合または未対応になる場合があり、受付件数の合計と対応件数と未対応件数の合計は一致しない。

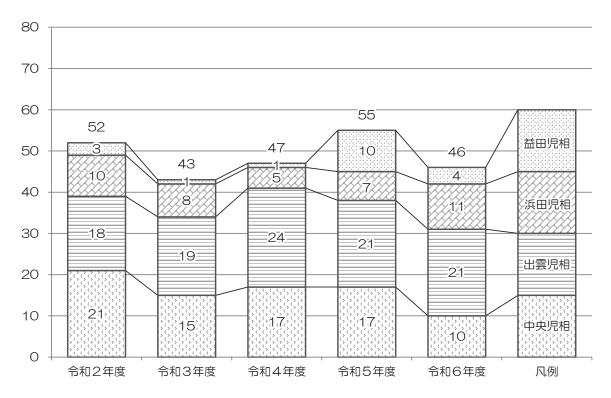
(2) 障がい相談





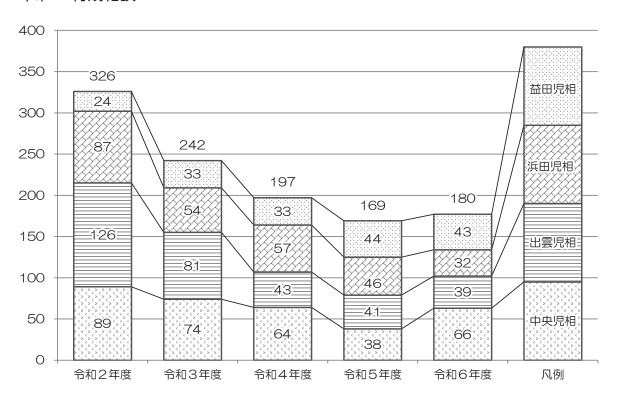
- ○障がい相談の件数は1,203件で、令和5年度に比べて205件増加し、過去5年で最も多い件数になっている。 ○内訳では、「知的障がい」が992件(82.4%)で最も多く、次いで「言語発達障がい」が180件(14.9%)となっている。
- ○なお、障がいのある児童に関する相談であっても、相談の主訴が「養護相談」や「非行相談」など、別の相 談種別に該当するものは、当該相談種別に分類している。

(3) 非行相談

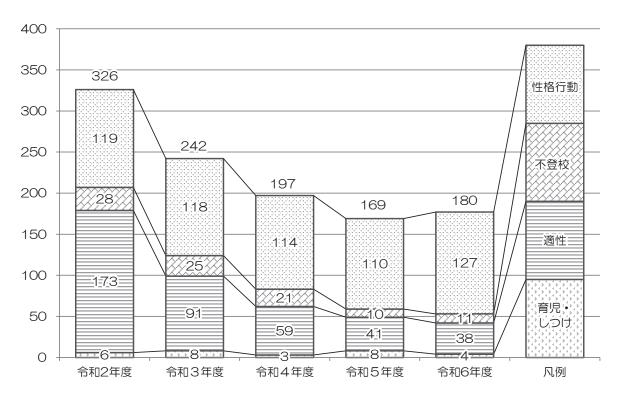


○非行相談の件数は46件で、令和5年度に比べて9件減少しているが、過去5年間の平均とほぼ同程度の水準となっている。

(4) 育成相談



育成相談種別



○育成相談の件数は180件で、令和5年度に比べて11件増加したが、ここ数年で減少傾向が見られる。 ○内訳別では、令和5年度に比べて「性格行動」が17件増加している。

Ⅲ 統計資料 市町村別人□・児童数・相談別受付状況

児		 市	人	児	養護	相談	保			障がい	相談
				70	児 童	その	健	肢 体	視 聴	言語発	重症
相		村		童	虐待	の他	相	不 自	覚障が	言語発達障が	症心身障が
				NU	相	相		相相	い 相	い等相談	かい 相 談
別		別		数	談	談 ———	談	談	談		
	松		197,280	29,563	93	257	0	0	1	28	0
	安		34,475	4,629	8	24	0	1	0	13	0
英		海士町	2,275	357	1	7	0	0	0	0	0
児 童	隠岐郡・	西ノ島町	2,552	262	0	2	0	0	0	0	0
中央児童相談所管内		知 夫 村	579	65	0	0	0	0	0	0	0
所		隠岐の島町	12,648	1,794	3	14	0	0	0	0	0
占	管		0	0	0	2	0	0	0	0	0
	不		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小		249,809	36,670	105	306	0	1	1	41	0
	出	雲市	170,677	27,586	68	123	0	0	0	62	0
	雲	南市	33,306	4,449	14	5	0	0	0	0	0
】 児 ・ 童	仁多郡	奥出雲町	10,769	1,275	6	5	0	0	0	0	0
積	飯石郡	飯南町	4,198	529	2	1	0	0	0	0	0
出雲児童相談所管内	管	外	0	0	0	3	0	0	0	1	0
	不	明	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	小	計	218,950	33,839	90	138	0	0	0	63	0
	浜	田市	50,755	6,412	27	47	0	0	0	23	1
	大	田市	30,499	3,953	10	22	0	0	0	3	0
浜 田	江	津市	21,131	2,692	1	15	0	0	0	35	0
崑		川 本 町	3,008	396	0	5	0	0	0	0	0
	邑智郡	美 郷 町	3,893	505	1	5	0	0	0	0	0
談		邑南町	9,280	1,184	5	9	0	0	0	0	0
浜田児童相談所管内	管	外	0	0	2	6	0	0	0	0	0
	不	明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小	計	118,566	15,142	46	109	0	0	0	61	1
益	益	田市	42,367	5,866	50	101	0	2	0	12	3
	毎 □₩7	津和野町	6,193	661	2	1	0	1	0	0	0
益田児童相談所管内	鹿足郡	吉賀町	5,511	666	0	14	0	0	0	3	0
性	管	外	0	0	0	2	0	0	0	0	0
所 管	不	明	0	0	0	1	0	0	0	0	0
丙	小	計	54,071	7,193	52	119	0	3	0	15	3
	市町	村 計	641,396	92,844	293	672	0	4	1	180	4

[※]人口及び児童数は令和6年10月1日現在(島根県推計人口)

		非行	相談		育成	相談		そ	合	()	児
知的障がい相談	発達障がい相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	の他の相談	1	じめ相談再掲	児童買春等被害相談再掲
274	8	0	7	49	3	0	1	10	731	0	0
42	1	1	0	5	0	0	0	4	99	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
25	0	1	1	2	0	4	0	1	51	0	0
0	1	0	0	0	0	0	2	3	8	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
346	10	2	8	56	3	4	3	18	904	0	0
286	10	7	10	31	6	0	0	7	610	0	0
44	2	1	2	2	0	0	0	0	70	0	0
10	0	0	1	0	0	0	0	0	22	0	0
15	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
357	12	8	13	33	6	0	0	7	727	0	0
98	0	5	1	19	0	1	0	3	225	2	0
41	0	2	0	5	0	0	0	1	84	0	0
30	0	0	0	2	0	3	1	1	88	0	0
5	0	0	0	0	0	1	0	0	11	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0
11	0	2	0	0	0	0	0	0	27	0	0
2	0	1	0	0	0	0	0	1	12	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0
192	0	10	1	26	0	5	1	8	460	3	0
75	0	1	2	11	1	26	0	5	289	3	0
5	0	0	0	1	0	0	0	0	10	0	0
15	0	1	0	0	0	1	0	0	34	0	0
2	0	0	0	0	1	2	0	0	7	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
97	0	2	2	12	2	29	0	5	341	3	0
992	22	22	24	127	11	38	4	38	2,432	6	0

1 経路別児童受付状況

	経路別		那道府! ・市町:		児童福	認	藝言	家	保健所			学校等		里	児童委員	家	近	児	そ			(再	掲)	
$ \cdot $	7.7.	児	市	心とは	児童福祉施設・指定発達支援医療機関	定こ		庭	保	医	幼	学	教			族	隣	童			措	期	巡	電
\	$\setminus \mid$	童相	B T	心と体の相談センタ	指定発達	تاع	察	裁	健	療	稚		育委		(通告の仲	•	•	本	0	計	置	間		話
児		談		センター	文援医療機	も		判		機			員会		介を含	親	知	4			変	延	相	相
児相別		所	村	外	関	園	等	所	所	関	園	校	等	親	む)	戚	人	人	他		更	長	談	談
ф	男	10	55	196	2	0	45	9	0	3	2	18	5	1	0	135	32	3	10	526	1	3	0	12
	女	7	47	122	5	0	48	4	0	7	0	18	1	1	0	68	34	5	11	378	3	6	0	5
央	計	17	102	318	7	0	93	13	0	10	2	36	6	2	0	203	66	8	21	904	4	9	0	17
出	男	4	70	181	3	0	59	2	0	3	0	7	2	1	0	107	19	2	6	466	1	2	0	12
	女	2	29	98	2	0	39	0	0	3	0	12	0	0	0	53	13	5	5	261	2	1	0	8
雲	計	6	99	279	5	0	98	2	0	6	0	19	2	1	0	160	32	7	11	727	3	3	0	20
浜	男	9	52	112	3	0	16	0	0	1	0	7	5	0	0	65	7	4	5	286	3	0	0	5
	女	2	30	63	4	0	15	0	0	0	0	8	2	0	0	39	7	3	1	174	1	2	0	3
	計	11	82	175	7	0	31	0	0	1	0	15	7	0	0	104	14	7	6	460	4	2	0	8
益	男	0	48	50	1	0	19	0	0	4	0	10	11	0	0	53	2	1	1	200	0	1	0	5
	女	2	45	33	1	0	14	0	0	0	0	7	6	0	0	30	0	0	3	141	0	0	0	2
	計	2	93	83	2	0	33	0	0	4	0	17	17	0	0	83	2	1	4	341	0	1	0	7
計	男	23	225	539	9	0	139	11	0	11	2	42	23	2	0	360	60	10	22	1,478	5	6	0	34
	女	13	151	316	12	0	116	4	0	10	0	45	9	1	0	190	54	13	20	954	6	9	0	18
合	計	36	376	855	21	0	255	15	0	21	2	87	32	3	0	550	114	23	42	2,432	11	15	0	52
構原	妣	1.5	15.5	35.2	0.9	0.0	10.5	0.6	0.0	0.9	0.1	3.6	1.3	0.1	0.0	22.6	4.7	0.9	1.7	100.0				

2 相談種類別児童受付状況

	———相 談 種 別	養護	相談	保		障	がし	\ 相			非行	相談		成	相言	炎	7	
上		児童虐待相談	その他の養護相談	健相談	肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	の他の相談	<u></u>
Ф	件数	105	306	0	1	1	41	0	346	10	2	8	56	3	4	3	18	904
央	構成比	11.7	33.9	0.0	0.1	0.1	4.6	0.0	38.5	1.1	0.2	0.9	5.9	0.3	0.4	0.3	1.9	100.0
出	件数	90	138	0	0	0	63	0	357	12	8	13	33	6	0	0	7	727
雲	構成比	12.4	19.0	0.0	0.0	0.0	8.7	0.0	49.1	1.7	1.1	1.8	4.5	0.8	0.0	0.0	1.0	100.0
浜	件数	46	109	0	0	0	61	1	192	0	10	1	26	0	5	1	8	460
	構成比	10.0	23.7	0.0	0.0	0.0	13.3	0.2	41.7	0.0	2.2	0.2	5.7	0.0	1.1	0.2	1.7	100.0
益	件数	52	119	0	3	0	15	3	97	0	2	2	12	2	29	0	5	341
	構成比	15.2	34.9	0.0	0.9	0.0	4.4	0.9	28.4	0.0	0.6	0.6	3.5	0.6	8.5	0.0	1.5	100.0
=1	件数	293	672	0	4	1	180	4	992	22	22	24	127	11	38	4	38	2,432
計	構成比	12.0	27.6	0.0	0.2	0.0	7.4	0.2	40.8	0.9	0.9	1.0	5.2	0.5	1.6	0.2	1.6	100.0

3 年齡別受付状況

相談種別	養	護	保		障	がし	· 相	談		非行	相談	育	成	相	淡	そ		
情別 年齢別	児童虐待相談	その他の相談	健相談	肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	の他の相談	計	児童虐待通告(再掲)
0	12	38	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	3	57	24
1	10	38	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	55	33
2	19	38	0	0	0	6	1	13	0	0	0	0	0	0	2	0	79	46
3	20	28	0	0	0	40	2	44	0	0	0	0	0	0	0	1	135	36
4	24	42	0	1	0	62	0	56	1	0	0	0	0	0	0	2	188	57
5	14	23	0	1	0	50	0	84	0	0	0	0	0	5	0	0	177	28
6	23	39	0	0	0	6	0	77	2	0	0	7	0	3	0	0	157	42
7	21	41	0	0	0	2	0	40	0	1	1	6	1	5	0	1	119	54
8	22	44	0	0	0	2	0	45	0	1	3	7	0	0	0	3	127	54
9	17	54	0	0	0	1	0	51	0	2	1	8	2	2	0	0	138	47
10	19	50	0	0	0	1	0	56	0	0	1	11	1	3	1	1	144	48
11	17	35	0	1	0	2	0	44	0	0	2	12	0	9	0	4	126	36
12	14	42	0	0	0	1	0	59	1	8	6	11	2	6	0	2	152	34
13	17	30	0	0	0	2	0	77	3	3	5	21	0	1	0	2	161	30
14	13	35	0	0	0	1	0	74	1	0	2	12	1	0	0	3	142	30
15	12	27	0	0	0	0	0	72	2	4	3	14	0	1	0	7	142	23
16	8	28	0	0	0	1	0	61	2	1	0	9	1	0	0	6	117	21
17	11	19	0	0	1	2	0	80	8	2	0	3	0	3	0	0	129	19
18才以上	0	14	0	1	0	1	1	50	1	0	0	0	0	0	0	0	68	1
年齢不詳	0	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	3	0	0	2	13	2
計	293	672	0	4	1	180	4	992	22	22	24	127	11	38	4	38	2,432	665

4 相談種類別対応状況

	対					-	,	対	·	. r	‡ }	 数							未
	応	助	継	他の	児	児	市	市	福祉	訓	児童	児童	指定	里	家庭	障がい	そ		対
相影種別		言指導	続指導	機関に斡旋・紹介	童福祉司指導	童委員の指導	町村指導委託	时村送致	福祉事務所への送致・通知	戒・誓約	=福祉施設入所	=福祉施設通所	指定発達支援医療機関委託	親委託	足裁判所に送致	障がい児施設等への利用契約	の他	計	応 件 数
 養	児童虐待相談	63	168	2	23	0	0	42	0	0	21	0	0	8	0	0	2	329	0
養護相談	その他の相談	438	88	44	0	0	0	0	0	0	6	0	0	7	0	2	112	697	10
保	健相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
 障	視 聴 覚 障がい相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
が	言 語 発 達 障がい等相談	172	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	177	3
い 相	重症心身障がい相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0
談	知 的 障 が い 相 談	889	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	104	1,002	31
	発達障が い相談	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	22	1
非行相談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	5	10	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3	22	0
相 談 	触法行為等相談	4	16	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	22	5
<u></u>	性格行動相談	79	38	3	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	3	127	0
育成	不登校相談	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0
相談	適性相談	37	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
	育 児・しつけ相談	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
そ	の他の相談	21	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	40	0
	<u></u>	1,733	324	51	24	0	0	42	0	0	34	0	0	15	1	14	262	2,500	50
構	成比	69.3	13.0	2.0	1.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	0.6	0.0	0.6	10.5	100.0	

[※]一部の相談に対しては、複数の対応を行う場合または未対応になる場合があり、受付件数の合計と対応件数の合計は一致しない。

5 児童相談所における判定及び心理治療・カウンセリングの状況

		調	医学!	的診断	指導		心	理診断	指導		そ	心理療	療法・カウ	ンセリン	ノグ等
		査・社会診	診察	医学	そ	知能	発達	人格	その他	面接	の 他 の 診	医	児 童 心	児童福	その他
		診断	•	的	の	検	検	検	TE の	観察	診 断		理	祉	TE
		指	指	検		(大)	快	快	検	· 指	指		司	司	所
		導	導	查	他	査	査	査	査	導	導	師	等	等	員
	児童	1,290	20	0	0	203	125	54	52	938	4	0	186	2	0
	(再掲) 児童虐待	466	9	0	0	20	6	26	25	502	4	0	125	1	0
中	(再掲)非 行	38	3	0	0	2	1	3	1	53	0	0	21	0	0
	保護者	3,680	0	0	0	0	0	0	6	236	0	0	49	0	0
	(再掲) 児童虐待 (再掲) 非 行	1,308 139	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	48	0	0
央	(再掲)非 行 そ の 他	4,624	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0	3	0	0
		1,557	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲) <u>北</u> ((135	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児 童	447	11	2	0	250	111	43	55	853	0	0	14	0	0
	(再掲) 児童虐待	169	5	2	0	14	5	17	13	438	0	0	13	0	0
	(再掲)非 行	43	4	0	0	6	4	12	25	166	0	0	1	0	0
"	保 護 者	1,695	3	0	0	0	0	0	2	232	0	0	0	0	0
	(再掲) 児童虐待	704	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
_[(再掲) 非 行	163	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
雲	その他	2,471	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0
	(再掲) 児童虐待	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲) 非 行	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童	108	5	0	0	118	60	29	22	306	0	0	190	1	0
	(再掲) 児童虐待	54	4	0	0	7	3	7	9	121	0	0	120	0	0
浜	(再掲)非 行	4	1	0	0	5	0	15	7	66	0	0	35	1	0
	保護者	772	0	0	0	0	0	2	3	110	0	0	0	0	0
	(再掲) 児童虐待	388	0	0	0	0	0	2	3	3	0	0	0	0	0
l m l	(再掲) 非 行 そ の 他	77 659	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲) 児童虐待	331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲) 非 行	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児 童	372	3	0	0	61	26	14	13	262	0	0	150	1	0
		316	3	0	0	6	6	7	8	157	0	0	92	1	0
益	(再掲) 非 行	2	0	0	0	2	0	3	3	9	0	0	13	0	0
#	保護者	1,396	1	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0
	(再掲) 児童虐待	941	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲) 非 行	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	6,188	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0
	(再掲) 児童虐待	4,148	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲) 非 行	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童	2,217	39	2	0	632	322	140	142	2,359	4	0	540	4	0
	(再掲) 児童虐待	1,005	21	2	0	47	20	57	55	1,218	4	0	350	2	0
	(再掲)非 行	87	8	0	0	15	5	33	36	294	0	0	70	1	0
合	保護者	7,543	4	0	0	0	0	2	13 7	581	0	0	49	0	0
	(再掲) 児童虐待	3,341	1	0	0	0	0	2	2	3	0	0	48	0	0
	(再掲)非 行 そ の 他	414 13,942	3	0	0	0	0	0	2	47	0	0	0	0	0
_,	(再掲) 児童虐待	7,236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	(再掲) 北重/EI付 (再掲) 非 行	384	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	23,702	44	2	0	632	322	142	157	2,987	4	0	_	4	0
	 (再掲) 児童虐待	11,582	22	2	0	47	20	59	62	1,221	4	0	398	2	0
	(再掲) 非 行	885	11	0	0	15	5	33	38	294	0	0	70	1	0

6 児童福祉施設一覧及び入所状況

(令和7年3月31日現在)

								別入所	状況			 令和]6年周	夏入所1	 件数				16年月			
力	包	設	名		現員	中央	出雲	浜田	益田	県外	中央	出雲	浜田	益田	県外	計	中央	出雲	浜田	益田	県外	計
松江	赤	十字	乳児	院	21	8	11	1	1	0	4	2	1	0	0	7	1	4	2	1	0	8
児童	双	樹	学	院	35	23	10	0	0	2	1	0	0	0	0	1	7	1	0	0	0	8
養護	安	来	学	園	25	13	9	1	2	0	5	2	0	0	0	7	4	1	1	2	0	8
施設	聖	0 <u>5</u>	Ė	寮	20	0	1	9	10	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3	0	0	3
治児療童	み	らい	(入所	í)	14	7	6	0	1	0	3	2	0	0	0	5	4	0	1	0	0	5
施心設理	み	らい	(通所	í)	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	3	0	0	0	3
—————————————————————————————————————	さ	ざな	み学	園	19 5	0	16 5	3	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2
型障	松	江	学	園	10	8	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2
がい	く 児	る み 重	 邑 美 ฐ	園部	3	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
児 入 所	2	< \2		園	14	2	1	7	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
施設	仁	万の里	2児童	部	3	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1 0	1
	松	 江 整	肢 学	園	5	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1 0	0	0	0	0	0	0
児入所施設医療型障がい	島	根 整	肢 学	園	3	0	0	2	1 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支自援立	わ	かた	け学	園	11	6	1	3	1	0	5	1	2	0	0	8	4	4	2	0	0	10
医指	国松	立病	ーー 院 機 センタ	構	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
^療 発			(重/i	Ľı)	5	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
機達	国松.	立 病 I医療	院 機センタ	-	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関援			院機	構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外			センタ の 施		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			みしょ		3	2	0 1	0	0	0	0	1	0	0	0	0 1	1	0	0	0	0	0 1
			カルマー		5	0	2	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
里				親	38	11	20	7	0	0	3	4	6	0	0	13	4	4	5	0	0	13
<u></u> 合				計	233	87 11	85 8	34 12	21	6	27 2	16 2	9	0	0	52 10	27 3	19	16	3	1	66 12
乳 児	見 院		期 入	所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
 自立援	受助力	トーム 雪	雪舟ホー	- <i>A</i>	2	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1
自立技	爰助	ホーム	」(県タ	外)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※障がい児施設については、上段は措置、下段は契約に係る人数

7 相談種類別一時保護状況(所内保護)

		区分		—— 実	人	員	į		啦坛	/兄:苯						年	K.	Δ T	別				
相		\		(年月	夏中夏	전)			現作	保護			0~	5歳			6~	11歳	,		12~	-14歳	Ī
相談種別			中央	出雲	浜田	益田	計	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田
養	児童	童虐待	27	16	10	26	79	8	8	4	4	2	3	2	10	12	4	4	11	6	6	2	4
護	そ	の他	24	4	3	5	36	5	1	2	1	1	1	1	1	10	2	1	3	12	1	1	1
障	が	()	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非		行	2	5	3	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	3	0
育		成					11	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	3	0	0
保健	上そ	の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		59 29 17 31 136				13	9	6	5	3	4	3	11	23	8	6	14	22	13	6	5	
合		計	#						3	3			2	1			5	1			4	6	
構	成	比										15.	4%			37.	5%			33.	8%		

相談種類別一時保護状況(委託保護)

		区分		 実	人	—— 員				 保護								ŧ					
相談		,		(年月	变中变	전)			明(1)往	不改		児	童養	護施	設		乳児	己院			里	親	
相談種別			中央	出雲	浜田	益田	計	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田
養	児	童虐待	8	14	5	7	34	3	1	2	0	4	1	0	2	0	0	1	1	2	9	1	4
護	そ	の他	22	22 6 3 1 32 0 0 0 0 0				0	0	0	0	3	0	0	0	4	1	0	0	9	2	2	1
障	が	い	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非		行 0 0 0 0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
育		成	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健	₽・そ	の他	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		32 20 8 9 69				3	1	2	0	7	1	0	2	4	1	1	1	11	11	3	5	
合	Ħ							6	5			1	0			7	7			3	0		
構	成比										15.	2%			10.	.6%			45.	5%			

							退	Ē	沂	り	ξ	況					延 E	3 数		俘		期間	3
	15歳	以上	-		家庭	引取		施設	入所・	里親委	託等		その	D他			<u>ш</u> с	」 奴		2	2 か月]以_	E
中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田
7	3	2	1	15	6	3	15	8	2	5	0	3	7	1	11	1,009	529	181	404	4	3	0	0
1	0	0	0	13	1	2	4	8	1	1	1	1	2	0	0	486	135	31	31	4	1	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	0	0					1	1	1	0	0	1	0	0	141	203	63	0	1	1	0	0
2	0	0	0					0	0	0	0	1	2	0	0	152	51	11	0	1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	4	2	1	34	12	8	19	17	4	7	1	5	12	1	11	1,788	918	286	435	10	5	0	0
18 73						3			2	9			2	9			3,4	27			1	5	

							退	Ē	 听	り	ξ	::::::::::::::::::::::::::::::::::::::					7:1 [俘		期 同	習
	その	D他			家庭	引取		施設	入所・	里親委	託等		その	D他			延 E	3 数		2	か月	以_	L
中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田
4	2	2	0	4	4	0	4	5	1	1	0	1	7	3	3	431	137	71	79	1	0	0	0
4	2	2	0	9					1	2	0	3	1	0	0	609	37	637	30	3	0	1	0
0	0	0	0	0	0 0 0 0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	1	0 0 0 0				0	0	0	0	0	0	0	0	57	0	0	21	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0
10	4	4	1	14	7	2	6	14	2	3	0	4	8	3	3	1,105	174	708	130	4	0	1	0
	19 29								1	9			1	8			2,1	17			ŗ	5	
	28.8%																						

8 一時保護の推移

				令	和4年	度			令	和5年	度			令	和6年	度	
			中央	出雲	浜田	益田	計	中央	出雲	浜田	益田	計	中央	出雲	浜田	益田	計
<u> </u>	内保護	実人員	30	51	26	24	131	68	52	23	21	164	55	30	17	26	128
PIL	711木設	延人員	854	853	428	668	2,803	1,464	1,399	572	282	3,717	1,830	1,008	286	390	3,514
* =	壬保護	実人員	25	30	14	14	83	42	25	6	10	83	27	20	9	6	62
女司	T 木	延人員	637	854	171	1,354	3,016	1,769	872	327	603	3,571	1,143	179	708	130	2,160
	計	実人員	55	81	40	38	214	110	77	29	31	247	82	50	26	32	190
	ōΙ	延人員	1,491	1,707	599	2,022	5,819	3,233	2,271	899	885	7,288	2,973	1,187	994	520	5,674
所内保護	1日平均	匀保護人員	2.3	2.3	1.2	1.8	7.7	4.0	3.8	1.6	0.8	10.2	5.0	2.8	0.8	1.1	9.6
保護	一人平均	匀保護期間	28.5	16.7	16.5	27.8	21.4	21.5	26.9	24.9	13.4	22.7	33.3	33.6	16.8	15.0	27.5

[※]実人員について、本表と「7 相談種類別一時保護状況」は一致しない。

(本表における延人員÷実人員=年度中の一人あたりの平均保護(委託)日数を示す)

9 里親登録数及び委託里親数

令和7年3月31日現在

上段:登録里親数(組) 下段:児童が委託されている里親数(組)

区分児相別	登録里親数 (区分を重複して登録している場合が あるため、内訳の合計とならない)	養育里親	養子縁組里親	親族里親	専門里親
中央児童相談所	59	54	28	2	7
中大九里怕畝別	11	6	2	2	1
出雲児童相談所	60	52	24	3	5
山姜兀里怕畝別	17	13	1	3	0
浜田児童相談所	37	35	13	1	7
(A)	7	5	1	1	0
益田児童相談所	21	21	3	0	2
一	0	0	0	0	0
計	177	162	68	6	21
ōl	35	24	4	6	1

本表の実人員は本年度中に保護(委託)されていた児童数で、前年度からの継続児童、年度末継続児童も含む。

^{「7} 相談種類別一時保護状況」における実人員は、本年度中新規に保護(委託) された児童数。

[※]延日数については、本表と「7 相談種類別一時保護状況」は一致しない。

本表の延日数は、年度中に未退所の児童における年度末時点における入所日数のため、年度末継続児童も含む。

^{「7} 相談種類別一時保護状況」における延日数は、本年度中に退所(保護を解除)した児童における入所日から退所日までの日数。

10. 里親委託児童の状況

	区分	前年度末	令和6年度	同解除	令和6年度末			年	齢別委託.	児童数		
児相別	引	委託児童数	新規委託 児童数	及び変更	委託児童数		0歳	1~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	小計
ф	央	12	3	5	10	男	0	3	1	3	1	8
		12	J	J	10	女	0	2	0	0	0	2
111	æ	20	4	1	20	男	1	1	1	1	3	7
出	雲 2	20	4	4	20	女	0	6	3	3	1	13
`E	Е	((7	男	0	3	0	1	0	4
浜		6	6	5	/	女	0	1	2	0	0	3
→ ←		0	0	0	0	男	0	0	0	0	0	0
益		U	U	0	U	女	0	0	0	0	0	0
	L	20	1.2	1.4	27	男	1	7	2	5	4	19
=	I	38	13	14	37	女	0	9	5	3	1	18

11. 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)委託児童の状況

	区分	前年度末	令和6年度	同解除	令和6年度末			年	齢別委託	児童数		
児相	別	委託児童数	新規委託 児童数	及び変更	委託児童数		0歳	1~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	小計
ф	央	Ŋ	0	1	2	男	0	0	1	1	0	2
	入	J	U	l	۷.	女	0	0	0	0	0	0
出	雲	1	2	0	3	男	0	1	0	2	0	3
	去		_	U	3	女	0	0	0	0	0	0
ìF		1	0	0	1	男	0	0	0	0	1	1
浜	Ш		U	U	l	女	0	0	0	0	0	0
益	Е	2	0	0	2	男	0	0	0	0	2	2
血	由	2	U	U		女	0	0	0	0	0	0
	+	7	2	1	8	男	0	1	1	3	2	8
ō	計	/		l	O	女	0	0	0	0	0	0

※令和7年3月31日現在:事業所数2、定員12名

Ⅳ 令和6年度 児童虐待相談補助統計

【虐待相談の状況】

1 新規虐待認定件数 (件数)

	中央	児童相	談所	出雲	児童相	談所	浜田	児童相	談所	益田	児童相	談所	新規虐	2待認足	主 計	
	₩₩	児童	章数	тт .т.	児重		₩₩	児重	直数	тт-т	児重	直数	ш.т.	児重	直数	通告件数
	世帯	男	女	世帯	男	女	世帯	男	女	世帯	男	女	世帯	男	女	
令和4年度	44	7	'3	75	12	29	44	8	7	29	4	3	192	33	32	786
70144년 	44	39	34	/5	64	65	44	49	38	29	25	18	192	177	155	700
令和5年度	69	12	28	53	9	8	29	5	9	37	6	9	188	35	54	816
ア他の牛皮	09	64	64	33	49	49	29	34	25	3/	32	37	100	179	175	010
令和6年度	62	1(05	54	9	0	29	4	6	27	5	2	172	29	93	665
700年度	02	40	65) 54	49	41	29	25	21		30	22	1/2	144	149	003

2 虐待相談の経路 (件数)

		家族	親戚	近隣知人	児童本人	学校等	警察	女性相談 機 関	市町村	その他	計
件	数	16	2	11	4	38	130	4	35	53	293
11	奴	5.5%	0.7%	3.8%	1.4%	13.0%	44.4%	1.4%	11.9%	18.1%	100.0%

3 令和6年度虐待通告の認定状況

(件数)

				身	体的虐	待	性	的虐	· 诗	ネ	グレク	7 ト		Vによ 理的虐			の他(理的虐			計	
				世帯	児童	直数	世帯	児重	 置数	世帯	児重		世帯	児重	直数	世帯	児重	 置数	世帯	児童数	数
				匹(市)	男	女	匠(中)	男	女	[巴市)	男	女	匠,中,	男	女	后,中,	男	女	匹'市'	男 :	女
=₹	認定数	51	6	9	0	3	3	29	4	1	26	5	2	63	12	28	172	293	}		
5/0	<i>i</i> , <i>i</i> ,	Œ	奴	51	39	30	ر	0	3	29	26	15	26	27	25	0.5	52	76	1/2	144 1	49

4 虐待の重症度と虐待種別の関係

		生命の危機	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危惧	=======================================	†
身	体 的 虐 待	1	8	22	28	10	69	
3	(本 17) / 14	1.4%	11.6%	31.9%	40.6%	14.5%	100.0%	23.5%
	うちー時保護	0	5	11	5	2	23	23.5%
	うち不同意保護	0	1	4	1	0	6	
性	的 虐 待	0	3	0	0	0	3	
] 1±	[1寸	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	1.0%
	うちー時保護	0	3	0	0	0	3	1.076
	うち不同意保護	0	0	0	0	0	0	
ネ	グレクト	0	6	9	10	16	41	
1		0.0%	14.6%	22.0%	24.4%	39.0%	100.0%	14.0%
	うちー時保護	0	5	5	6	2	18	14.070
	うち不同意保護	0	1	0	0	0	1	
	による心理的虐待	0	0	8	38	6	52	
	になる小荘可には	0.0%	0.0%	15.4%	73.1%	11.5%	100.0%	17.7%
	うちー時保護	0	0	0	0	0	0	17.770
	うち不同意保護	0	0	0	0	0	0	
70	の他の心理的虐待	0	4	39	53	32	128	
		0.0%	3.1%	30.5%	41.4%	25.0%	100.0%	43.7%
	うちー時保護	0	0	7	1	1	9	43.7 /0
	うち不同意保護	0	0	1	0	0	1	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	21	78	129	64	293	<u> </u>
		0.3%	7.2%	26.6%	44.0%	21.8%	100.0%	100.0%
	うちー時保護	0	13	23	12	5	53	100.070
	うち不同意保護	0	2	5	1	0	8	

【被虐待児の状況】

5 被虐待児の年齢と主な虐待種別

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待		†
0~3歳未満	6	0	10	10	19	45	15.4%
3歳~就学前	11	0	10	21	24	66	22.5%
小学生 (1~3年)	18	0	6	10	30	64	21.8%
小学生(4~6年)	16	0	7	5	24	52	17.7%
中学生	11	2	7	2	21	43	14.7%
義務教育終了児童	7	1	1	4	10	23	7.8%
合 計	69	3	41	52	128	293	100.0%

6 虐待を受けていた期間

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待		†
3ヶ月未満	24	1	11	21	30	87	29.7%
3ヶ月~1年未満	3	0	4	5	21	33	11.3%
1年以上~3年未満	13	1	7	13	20	54	18.4%
3年以上	12	1	8	9	22	52	17.7%
不明	17	0	11	4	35	67	22.9%
合 計	69	3	41	52	128	293	100.0%

7 被虐待児の身体等の状況(複数回答)

(件数)

	身体的 虐 待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待		₹
知的・運動発達に遅れや偏りがある	33	2	18	6	32	91	31.1%
身体の成長に問題がある	5	0	8	2	3	18	6.1%
性格・行動上で気になる面がある	38	2	15	6	32	93	31.7%
問題行動(反社会的)が認められる	29	0	8	2	24	63	21.5%
ストレス反応と考えられる身体症状	8	1	3	3	15	30	10.2%
ストレス反応と考えられる心理的不安定さ	15	2	8	8	46	79	27.0%
保護者に対するネガティブな感情や行動	29	2	7	21	49	108	36.9%
虐待されている認識がないような行動	7	1	2	2	15	27	9.2%
調査時点では全項目に該当しない	9	0	14	20	50	93	31.7%

8 同居のきょうだいの有無と虐待の対象

(件数)

		_			
	本児のみ虐待	他のきょうだいも 全員虐待	虐待を受けていない きょうだい有り		t
1人 (本児のみ)	47	0	0	47	27.3%
2人	24	42	0	66	38.4%
3人	14	21	3	38	22.1%
4人以上	7	11	3	21	12.2%
	92	74	6	172	100.0%
	53.5%	43.0%	3.5%	100.0%	100.0%

【虐待者の状況】

9 主たる虐待者

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	計	
実父	28	1	1	38	52	120	41.0%
実父以外の父	4	2	0	7	21	34	11.6%
実母	32	0	40	7	54	133	45.4%
実母以外の母	3	0	0	0	0	3	1.0%
その他の監護する男性	2	0	0	0	1	3	1.0%
その他の監護する女性	0	0	0	0	0	0	0.0%
合 計	69	3	41	52	128	293	100.0%

10 児童が生まれたときの虐待者の年齢

(件数)

		身体的虐待	性的虐待	性的虐待 ネグレクト DVによる その他の 心理的虐待 心理的虐待		=		
	20歳未満	3	1	4	3	3	14	4.8%
虐	20~24歳	19	0	15	13	23	70	23.9%
1寸	25~29歳	11	1	11	9	30	62	21.2%
	30~34歳	11	0	3	9	29	52	17.7%
親	35~39歳	10	0	5	12	21	48	16.4%
	40歳以上	7	0	3	4	8	22	7.5%
虐	一 行者が実親以外	8	1	0	2	14	25	8.5%
	合 計	69	3	41	52	128	293	100.0%

11 養育環境(複数回答)

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待		+
一人親家庭	14	0	14	1	22	51	29.7%
複雑な家族構成	5	1	2	0	9	17	9.9%
両親不和・DVあり	14	1	9	22	35	81	47.1%
虐待者の施設体験有り	1	0	3	0	1	5	2.9%
特になし	18	1	4	2	7	32	18.6%
不明	3	0	2	1	1	7	4.1%

12 虐待者の虐待についての認識

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待		†
行為そのものを認めない	1	1	9	6	10	27	9.2%
行為は認めるが意図は否定	4	0	5	5	10	24	8.2%
行為は認めしつけと主張	11	0	0	0	16	27	9.2%
虐待を認めるが援助拒否	3	0	0	8	2	13	4.4%
虐待を認め援助を受け入れ	47	2	21	21	69	160	54.6%
不明	3	0	6	12	21	42	14.3%
合 計	69	3	41	52	128	293	100.0%

【家族形態】

13 世帯類型の状況

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	=	†
実父母のみ世帯	20	0	8	12	20	60	34.9%
ステップファミリー	11	2	5	8	15	41	23.8%
母子のみ世帯	8	0	9	1	16	34	19.8%
父子のみ世帯	3	0	0	1	0	4	2.3%
父母なし世帯	0	0	0	0	0	0	0.0%
祖父母同居	6	1	5	3	8	23	13.4%
その他	3	0	2	1	4	10	5.8%

14 世帯類型と虐待の重症度

	生命の危機	重症虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危惧	計
実父母のみ世帯	0	4	20	24	12	60
ステップファミリー	0	5	13	17	6	41
母子のみ世帯	0	3	14	12	5	34
父子のみ世帯	0	1	0	2	1	4
父母なし世帯	0	0	0	0	0	0
祖父母同居	0	5	5	11	2	23
その他	0	0	6	2	2	10
合 計	0	18	58	68	28	172
	0.0%	10.5%	33.7%	39.5%	16.3%	100.0%

15 妊娠期・周産期の問題 (調査対象:0~就学前) (複数回答)

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	į	Ħ
望まない妊娠	0	0	2	2	2	6	5.4%
若年妊娠	9	0	4	13	11	37	33.3%
未熟児等での長期間母子分離	0	0	1	0	0	1	0.9%
母子健康手帳の未発行	0	0	2	0	0	2	1.8%
妊婦健診未受診	0	0	0	0	0	0	0.0%
調査時点では全項目に該当しない	8	0	9	16	19	52	46.8%
不明	0	0	5	0	11	16	14.4%

【家庭環境】

16 主たる生計者の就労状況

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	all and a second	
定職	44	3	17	24	47	135	78.5%
派遣、臨時、パート等	4	0	4	1	8	17	9.9%
無職	2	0	4	1	7	14	8.1%
その他	1	0	4	0	1	6	3.5%

17 世帯の経済状況の特徴(複数回答)

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待		†
多額債務 (借金)	8	1	6	2	4	21	12.2%
失業中	2	1	4	1	5	13	7.6%
浪費	5	1	5	1	3	15	8.7%
不安定就労	2	1	7	2	4	16	9.3%
問題なし	37	2	10	19	32	100	58.1%
その他	5	1	8	4	23	41	23.8%

18 虐待者のリスクと虐待種別(複数回答)

保護者のリスク	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待		≣†
精神障がいまたはその疑い	16	1	12	13	42	84	28.7%
神経症またはその疑い	18	0	10	0	28	56	19.1%
人格障がいまたはその疑い	3	0	1	1	6	11	3.8%
知的障がいまたはその疑い	9	1	11	1	8	30	10.2%
身体上の病気や障がい	9	0	4	4	10	27	9.2%
情緒・感情が不安定	39	1	26	29	95	190	64.8%
気質・性格上の問題を有する	62	1	38	46	115	262	89.4%
アルコール依存症またはその疑い	4	0	2	9	11	26	8.9%
その他のアディクション	5	0	2	3	5	15	5.1%
独特の育児感	7	0	10	1	14	32	10.9%
子どもに対しネガティブな養育態度	31	1	11	7	66	116	39.6%
子どもの気持ちを読み取れない	44	2	24	22	73	165	56.3%
調査時点では全項目に該当しない	1	1	0	1	0	3	1.0%
不明	0	0	0	0	0	0	0.0%

	犹計項目】 			
	項目		計	備考
1.	虐待種別		.93	
	身体的虐待	69	23.5%	*主たる虐待について計上
	性的虐待	3	1.0%	
	ネグレクト	41	14.0%	
	DVによる心理的虐待	52	17.7%	
	その他の心理的虐待	128	43.7%	
2.	被虐待児の年齢	2	.93	
	0~3歳未満	45	15 40/	
	うち保育所等通所	30	15.4%	
	3歳~就学前	66	00.50/	
	うち保育所等通所	54	22.5%	
	小学生(1~3年)	64		
	うち学童等利用	15	21.8%	
	小学生(4~6年)	52	17.7%	
	中学生	43	14.7%	
	千子工 義務教育修了児童	23	7.8%	
2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
١٥.	虐待を受けていた期間 3.4日本港		.93	
	3ヶ月未満	87	29.7%	
	3ヶ月以上1年未満	33	11.3%	
	1年以上3年未満	54	18.4%	
	3年以上	52	17.7%	
	不明	67	22.9%	
4.	虐待の重症度と虐待種別の関係		.93	
	生命の危機あり	1		*生命の危険あり
	うち一時保護あり	0	0.3%	子どもの生命の危険あり
	うち一時保護不同意	0		*重度虐待
	重度虐待	21		今すぐには生命の危険はないが、子どもの健康や
İ	うち一時保護あり	13	7.2%	成長や発達に重要な影響が考えられる
	うち一時保護不同意	2		*中度虐待
İ	中度虐待	78		長期に見ると子どもの人格形成に重い問題を残
	うち一時保護あり	23	26.6%	すことが危惧される
	うち一時保護不同意	5		* 軽度虐待
	軽度虐待	129		一時的な虐待と考えられるが、親や周囲の者が虐
	うち一時保護あり	12	44.0%	待と感じている
	うち一時保護不同意	1	11.070	*虐待の危惧あり
	虐待の危惧あり	64		を信うのではあり 虐待行為はないが、子どもへの虐待を危惧する訴
	うち一時保護あり	5	21.8%	
	うち一時保護のり うち一時保護不同意	0	21.070	\(\lambda \)\(\lambda \)
			/202	
12.	被虐待児の状況(複数)		/293	
	知的・運動発達に遅れや偏り	91	31.1%	-
	身体の成長に問題	18	6.1%	ウント
	性格・行動上で気になる面	93	31.7%	
	問題行動(反社会的行動)	63	21.5%	
	ストレス反応と考えられる身体症状	30	10.2%	
	ストレス反応と考えられる心理的不安定	79	27.0%	
	保護者に対するネガティブな感情や行動	108	36.9%	
	虐待の認識がないような行動	27	9.2%	
	調査時点では該当無し	93	31.7%	
6.	被虐待児の心理的、行動的状況(複数)	462	/293	
	集団不適応	17	5.8%	*ダメージアセスメントより総合判断
	多動	44	15.0%	
	生活のルーズ・怠惰	24	8.2%	
	非行	9	3.1%	1
	乱暴	25	8.5%	
	消極的	6	2.0%	•
	反抗的	25	8.5%	-
	 子どもらしくない	5	1.7%	-
		46	15.7%	-
	衝動行動	40	15./%	

項目) ====================================	備考
過度な甘え	6	2.0%	
無表情	5	1.7%	
性的問題	5	1.7%	
虚言	14	4.8%	
リストカット	2	0.7%	
言葉が荒い	17	5.8%	
自尊感情低下	11	3.8%	
不定愁訴	9	3.1%	
発育の遅れ	12	4.1%	
特になし	163	55.6%	
不明	17	5.8%	
7. 同居のきょうだいの有無と虐待の対象	1	72	
きょうだいなし	47	27.3%	*世帯数で集計
2 本児のみ	24	14.0%	
人 全員虐待	42	24.4%	
本児のみ	14	8.1%	
3 全員虐待	21	12.2%	
人 上泉に	3	1.7%	
11000	7	4.1%	
	11	6.4%	
	3	1.7%	
1 1:			
8. 被虐待児以外の子どもの状況(複数)		/125	
きょうだいに障害・疾患がある	26	20.8%	*きょうだいのある児童
きょうだいに乳児がいる	23	18.4%	
きょうだいに実子がいる	25	20.0%	←被虐待児が実親以外から虐待を受けている場合
9. 乳幼児健診等受診状況(複数)	573	/293	
1.6歳児健診受診	156	53.2%	
1.6歳児健診未受診	8	2.7%	
3歳児健診受診	149	50.9%	
3歳児健診未受診	8	2.7%	
法定予防接種済み	136	46.4%	
法定予防接種未接種	11	3.8%	
年齢的に未確認	32	10.9%	
不明	73	24.9%	
		193	
家族	16	5.5%	
親戚	2	0.7%	
近隣・知人	11	3.8%	
児童本人	4	1.4%	
学校	38	13.0%	
警察	130	44.4%	
女性相談機関	4	1.4%	
市町村	35	11.9%	
その他	53	18.1%	
11. 受理後の初期対応における関係した機関(複数)		/293	
学校	164	56.0%	
保育所・幼稚園	111	37.9%	
教委	17	5.8%	
医療機関	28	9.6%	
児童委員・主任児童委員	6	2.0%	
福祉事務所	10	3.4%	
市町村	210	71.7%	
警察	149	50.9%	
女性相談機関	6	2.0%	
NPO等民間	7	2.4%	
その他	24	8.2%	
12. 主たる虐待者 実父		93 41.0%	

項目		 3計	備考
実父以外の父	34	11.6%	川
	133	45.4%	
実母			
実母以外の母	3	1.0%	
その他の監護する男性	3	1.0%	
その他の監護する女性	0	0.0%	
13. 主な虐待者受理時の年齢		293	
20歳未満	1	0.3%	
20~24歳	12	4.1%	
25~29歳	37	12.6%	
30~34歳	82	28.0%	
35~39歳	60	20.5%	
40歳以上	101	34.5%	
14 児童が生まれた時の虐待者(実親)		293	
20歳未満	14	4.8%	
20~24歳	70	23.9%	
25~29歳	62	21.2%	
30~34歳	52	17.7%	
35~39歳	48	16.4%	
40歳以上	22	7.5%	
虐待者が実親以外	25	8.5%	
15. 虐待者別虐待の頻度		293	│ │*頻発的:4回以上繰り返され、間隔が1ヶ月未満
頻発的	74	25.3%	本領光19・4回以上旅り返され、同隔が17万木
散発的	126	43.0%	」 ・・散発的:虐待は初めてではないが、3回以下のもの
今回初めて	74	25.3%	ただし、4回以上あっても、期間が1ヶ月
不明	19	6.5%	以上間隔があいているもの
1199 16. 虐待者の被虐待体験		293	XXIIIII
10. 虐待有り仮虐待体験	101		
		34.5%	
なし	134	45.7%	
不明 (特殊)	58	19.8%	
17. 養育環境(複数)		/172	. シャッキ(オヤマ佐三)
一人親家庭	51	29.7%	
複雑な家族構成	17	9.9%	*世帯数で集計
両親不和・DVあり	81	47.1%	
虐待者の施設体験あり	5	2.9%	
特になし	32	18.6%	
不明	7	4.1%	
18. 虐待者の虐待についての認識		293	
虐待そのものを認めない	27	9.2%	*主たる虐待者で集計
行為は認めるが意図は否定	24	8.2%	
行為は認めるがしつけと主張	27	9.2%	
虐待は認めるが援助を拒否	13	4.4%	
虐待を認め援助を受入	160	54.6%	
不明	42	14.3%	
19. 世帯類型の状況	1	72	
実父母のみ	60	34.9%	*世帯数で集計
ステップファミリー	41	23.8%	
母子のみ世帯	34	19.8%	
父子のみ世帯	4	2.3%	
父母無し世帯	0	0.0%	
	23	13.4%	
祖文母の店 その他	10	5.8%	
		<u> </u>	
20. 虐待者のリスク(複数)		7/293	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
精神障がいまたはその疑い	84	28.7%	* 主たる虐待者で集計
神経症またはその疑い	56	19.1%	島根県版虐待アセスメント項目、評価3以上をカ
人格障がいまたはその疑い	11	3.8%	ウント
知的障がいまたはその疑い	30	10.2%	
身体上の病気や障がい	27	9.2%	
情緒・感情が不安定	190	64.8%	

	統計項目 】	1 .	^ =1	
	項目		<u>}</u> 計	備考
	気質・性格上の問題を有する	262	89.4%	
	アルコール依存症またはその疑い	26	8.9%	
	その他のアディクション	15	5.1%	←薬物・ギャンブル・借金などの依存症
	独特の育児観	32	10.9%	
	子どもにネガティブな養育態度	116	39.6%	
	子どもの気持ちを読み取れない	165	56.3%	
	調査時点では該当なし	3	1.0%	
	不明	0	0.0%	
21	主たる生計者の就労状況		72	
- 1 .	定職	135	78.5%	」 *世帯数で集計
	佐職	17	9.9%	
	無職	14	8.1%	
	その他	6	3.5%	
22.	妊娠期・周産期の問題(複数)	_	1/111	-55+116
	望まない妊娠	6	5.4%	■ *調査対象: 0 ~就学前
	若年妊娠	37	33.3%	
	未熟児等での長期間母子分離	1	0.9%	
	母子健康手帳の未発行	2	1.8%	
	妊婦健診未受診	0	0.0%	
	調査時点では該当なし	52	46.8%	
	不明	16	14.4%	
23.	世帯の経済状況の特徴(複数)		/172	
	多額債務(借金)	21	12.2%	- *世帯数で集計
	失業中	13	7.6%	
	浪費	15	8.7%	
	不安定収入	16	9.3%	
	問題なし	100	58.1%	
	その他	41	23.8%	
24.	虐待につながる家庭の状況(複数)	· ·	/172	111444777 441
	孤立	29	16.9%	*世帯数で集計
	経済的困難	67	39.0%	
	ひとり親家庭	52	30.2%	
	親の再婚により継父母あり	47	27.3%	
	夫婦間不和	55	32.0%	
	育児疲れ	27	15.7%	
	就労の疲労	8	4.7%	
İ	精神病・身体の病気	61	35.5%	
	アディクションによる問題	20	11.6%	
	独特の育児スキル	21	12.2%	
	怠惰な家庭	5	2.9%	-
	母親の再婚による継父・内縁男性あり	14	8.1%	-
25	<u> </u>		30	
[∠] 5.		T		・
	乳児院	4	13.3%	*施設入所者で集計
	児童養護施設	5	16.7%	
	児童自立支援施設	3	10.0%	
	障がい児施設	7	23.3%	
	その他	11	36.7%	
26.	施設入所に対する虐待者の同意		31	
	同意	22	71.0%	*施設入所方針の者で集計
1		1	3.2%	
	同意せず在宅で指導			1
		7	22.6%	
	苦労して同意		22.6%	
	苦労して同意 接触拒否	7 0 1	0.0%	
27	苦労して同意 接触拒否 家裁申立	0	0.0% 3.2%	* 主な内容を 1 つ選切
27.	苦労して同意接触拒否家裁申立継続指導の状況	0 1 247	0.0% 3.2% /293	*主な内容を1つ選択
27.	苦労して同意接触拒否家裁申立継続指導の状況通所	0 1 247 196	0.0% 3.2% /293 66.9%	
27.	苦労して同意接触拒否家裁申立継続指導の状況	0 1 247	0.0% 3.2% /293	

女性相談の部

I 業務の概要

1 相談体制

女性相談(DV被害男性からの相談を含む。)は、担当職員のほか、女性相談支援員が中心となって相談に 応じています。

女性相談センター、女性相談センター西部分室のほかに、県内4か所の児童相談所に女性相談支援員を配置 し、各所に専用の相談ダイヤルを設け、気軽に相談できる手段を確保しています。

女性相談支援員の所属・配置人数	所在地・電話	相談日・相談時間		
女性相談センター 4名	島根県松江市北田町48-1 相談ダイヤル:0852-25-8071	電話相談:月〜金 8:30〜17:00 土・日 8:30〜12:00、 13:00〜17:00 面接相談:月〜金 8:30〜17:00 (いずれも祝日、休日、年末年始を除く)		
	性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」 相談ダイヤル:0852-25-3010	相談時間:月〜金 8:30〜17:15 (上記時間外、土日、祝日、休日、年末 年始はコールセンターにて受付)		
女性相談センター西部分室 (あすてらす女性相談室) 2名	大田市大田町大田イ236-4 県立男女共同参画センター内 相談ダイヤル:0854-84-5661			
中央児童相談所隠岐相談室 1名	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 相談ダイヤル:08512-2-9810	. 相談日:月~金		
出雲児童相談所 2名	出雲市小山町70 相談ダイヤル:0853-21-8789	(祝日、休日、年末年始を除く) 相談時間:8:30~17:00		
浜田児童相談所 1名	浜田市上府町イ2591 相談ダイヤル:0855-28-3434			
益田児童相談所 1名	益田市高津4-7-47 相談ダイヤル:0856-31-1886			

2 相談業務

日常生活上の様々な女性の悩みについて広く相談に応じています。

配偶者等からの暴力に関する相談(男性被害者からの相談も含む。)や、性暴力被害に関する相談に対応しています。

相談の内容に応じて、電話及び面接により、問題解決のための助言及び必要な情報提供を行います。

また、支援を必要とする女性や配偶者暴力被害者に対しては的確で速やかな支援を行うため、必要に応じて、本人及び本人の家庭状況、福祉諸制度の適用状況を調査するとともに、必要がある場合に心理学的・医学的・職能的判定を行います。

(1) 一般相談

女性相談窓口として、専用の相談ダイヤルを設置し、気軽に相談できる手段を確保して、日常生活上の困りごとや、夫婦・家族の問題、そして、暴力被害に関する相談などに幅広く対応しています。

適切な解決方法を共に考え、必要に応じて他の専門機関などを紹介しています。電話相談では解決しに くい複雑な問題や暴力被害に関する相談については、来所相談を促し対応しています。

(2) 配偶者等からの暴力に関する相談 (DV相談)

暴力の状況について伺うとともに、DVサイクルやDVによる影響の説明等によって、相談者がよりDV についての理解を深め、考えや方針を整理するための援助を行います。また、必要に応じて、法律や医療の専門相談につなげます。

さらに、DV被害者が各種制度の支援を受けられるよう、DV相談を受けたことの証明書の発行や、保護命令手続に関する支援を行います。なお、DV被害者については男性からの相談にも対応しています。

(3) 性暴力被害に関する相談

「性暴力被害者支援センターたんぽぽ」として性暴力被害者専用の相談ダイヤルを設置しています。相談の内容や被害の状況に応じて、緊急の医療受診や警察相談、法律相談、カウンセリングにつなげるなどの支援のコーディネートや同行支援を行います。

(4) 専門相談

① 法律相談

弁護士による無料法律相談を月2回(女性相談センターでは原則毎月第2金曜日、女性相談センター 西部分室では原則毎月第3金曜日)開催しています。

② 精神科医相談

精神科医師による面接相談を月2回(女性相談センターでは原則毎月第4水曜日、女性相談センター

西部分室では原則毎月第2木曜日) 開催しています。

<相談状況(令和6年度窓□別相談受付件数)>

反 厶 女性相談		女性相談		児童相談別	近・相談室		
区分	センター		出雲	浜 田	益田	隠岐	計
面接相談	165	40	51	86	74	1	417
電話相談等	1,660	571	355	342	242	157	3,327
計	1,825	611	406	428	316	158	3,744

3 一時保護業務

配偶者等からの暴力や帰住先がないなど、何らかの事情で安全な場所が必要な女性を一時的に保護し、関係機関との連携を図りながら問題解決に向けた助言や支援を行っています。

(1) 配偶者暴力被害者緊急避難支援事業

配偶者暴力被害者等及び同伴児(者)の一時保護が何らかの事情で直ちに行えない場合等に、緊急的に 避難する場所を民間宿泊施設において確保し、宿泊費等を助成しています。

(2) 暴力被害者等一時保護委託

暴力被害者等の状況に応じて、適切な社会福祉法人等外部団体に一時保護の委託を行っています。

4 自立支援業務

早期に生活基盤を整え、安全に地域生活が送れるように各種支援制度の情報提供や手続支援等を行います。また、支援制度を持つ各機関との連携によりスムーズな支援体制づくりをします。

(1) ステップハウスの活用

直ちに住宅を確保することが難しい被害者等に対して、一時的な居所を提供し、早期の自立を促します。

(2) 配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付事務

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則(平成19年島根県規則第14号)第1条の規定に基づき、 一時保護の方を対象として、自立支援金の貸付事務を行っています。

5 広報・啓発業務

女性保護事業や女性相談センター及び女性相談支援員の業務について、広く県民に周知し、理解をいただくと共に、困難を抱える多くの女性が相談につながるように、講演会の開催、各行政機関や民間団体が開催する研修会への講師派遣、リーフレットの作成・配布等の事業を行っています。

(1)「ドメスティック・バイオレンスに関する県民公開講座」の開催

「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、広く県民を対象とした講演会を開催しています。

(2) 研修会等への講師派遣

他の行政機関や民間団体が実施するDVや性暴力に関する研修会や講演会等に職員を講師として派遣しています。また、教育機関においてデートDVに関する研修を行い、被害の予防に努めています。

(3) 広報啓発用リーフレット等の作成

相談窓口を幅広くPRするため、リーフレット等により広報啓発しています。

6 関係機関との連携

(1) 「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」の開催

女性に対する暴力の被害者支援について、共通理解と認識を深めるために、県内7圏域ごとに市町村、 市町村社会福祉協議会、市町村民生児童委員協議会、福祉事務所、保健所、病院、警察署、法務局、公共 職業安定所などで構成される関係機関連絡会を設置し、関係機関相互の連携強化を図っています。

(2) 要保護児童対策地域協議会への参画

要対協への参画を推進し、児童虐待対応機関との連携を図っています。

(3) 市町村関係部署等との連携

市町村担当部署、医療機関や民間団体等関係機関との連携・協働により支援の充実を図っています。

7 女性相談支援員等への研修の実施と参加

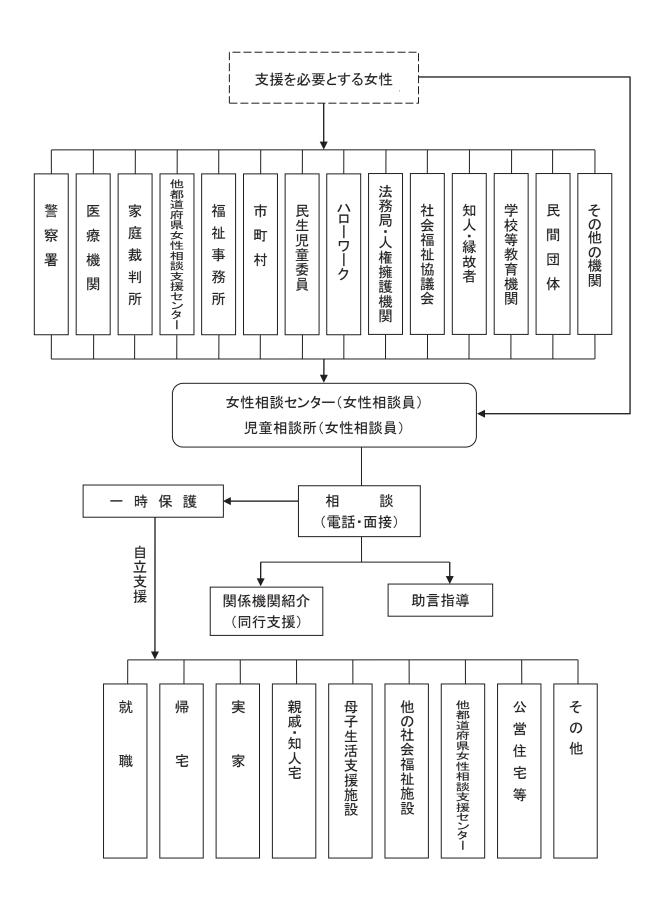
(1) 新任研修及び専門研修(主催する研修)

- ①女性相談新任担当者研修
- ②女性相談支援員・女性相談担当者実務者研修
- ③女性相談支援員·女性相談担当者専門研修
- ④DV被害者支援事例検討会
- ⑤性暴力被害者支援員専門研修〈外部委託により実施〉

(2) 各種研究協議会等への女性相談支援員・女性相談担当者の派遣(研究・研鑽のための参加)

- ①全国女性相談支援員研究協議会
- ②中国・四国地区女性支援事業研究協議会 など

Ⅱ 女性支援の流れ



県内児童相談所一覧

児童相談所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
島根県中央児童相談所	〒690-0823 松江市西川津町3090-1	(代) 0852-21-3168	0852-21-3163
隱岐相談室	〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	(代) 08512-2-9706 (女) 08512-2-9810	08512-2-9718
島根県出雲児童相談所	〒693-0051 出雲市小山町70	(代) 0853-21-0007 (女) 0853-21-8789	0853-21-0047
島根県浜田児童相談所	〒697-0005 浜田市上府町イ2591	(代) 0855-28-3560 (女) 0855-28-3434	0855-28-3565
島根県益田児童相談所	〒698-0041 益田市高津四丁目7-47	(代) 0856-22-0083 (女) 0856-31-1886	0856-22-0075

※(女)は女性相談ダイヤル

県内児童福祉施設一覧

(令和7年4月現在)

	+tr =n. /2	=0.00 -> 1.+		=r + 114	(市机/年4月現住)
	施設名	設置主体	定員	所 在 地	電話番号
松江	工 赤 十 字 乳 児 院	日本赤十字社	30	〒690-0884 松江市南田町162	0852-24-6417
児	双樹学院	社福	60	〒690-0012 松江市古志原5-2-25	0852-21-5794
児童養護施	安来学園	社福	60	〒692-0001 安来市赤江町1768	0854-28-8107
施 設	聖喤寮	社福	50	〒699-3212 浜田市三隅町向野田409	0855-32-0104
自立援助 ホーム	雪舟ホーム	個人	6	〒698-0023 益田市常盤町3-8	0856-22-7150
ファミリー	みしょう	社福	6	〒690-0402 松江市島根町大芦5707	080-1936-5975
ホーム	カルマーレ	個人	6	〒698-0024 益田市駅前町2-7	0856-22-6130
児童心理 治療施設	児童心理療育センターみらい	社福	20	〒699-0822 出雲市神西沖町2534-2	0853-43-8020
児童自立 支援施設	わかたけ学園	県	48	〒699-0403 松江市宍道町西来待1300	0852-66-0053
福祉	さざなみ学園	社福	30	〒699-0822 出雲市神西沖町2534-2	0853-43-2252
祉 型 障 が	こくぶ学園	社福	30	〒697-0005 浜田市上府町イ2589	0855-28-0145
が い 児	松江学園	社福	20	〒690-0402 松江市島根町大芦5707	0852-85-3115
入所施	仁万の里児童部	社福	10	〒685-0104 隠岐郡隠岐の島町都万2582-1	08512-6-2289
設	くるみ邑美園児童部	社福	10	〒696-0102 邑智郡邑南町中野3595-18	0855-95-0327
医療型障がい児	松江整肢学園	社福	90	〒690-0864 松江市東生馬町15-1	0852-36-8011
及所施設	島根整肢学園	社福	100	〒695-0001 江津市渡津町1926	0855-52-2442
指定発達	国立病院機構松江医療センター (筋萎縮症)	独立行 政法人	80	〒690-0015 松江市上乃木5-8-31	0852-21-6131
支援医療機 関	国立病院機構松江医療センター (重症心身障がい)	独立行 政法人	80	〒690-0015 松江市上乃木5-8-31	0852-21-6131
母子生活 支援施設	島根東光学園	社福	20 (世帯)	〒690-0823 松江市西川津町832-2	0852-21-2970